

裁 決 書

審査請求人

横浜市

処分庁

横浜市 福祉保健センター長

令和2年 月 日付で (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(令和2年度(審)第77号)について、次のとおり裁決します。

1 主 文

本件審査請求のうち、令和2年9月分に係る保護変更決定処分については取り消し、その余の部分については棄却する。

2 事案の概要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

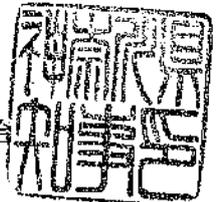
審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和3年6月9日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなり

ます。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

審理員意見書

令和3年1月13日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 中村 美里

神奈川県審理員 虎頭 俊之



行政不服審査法(平成26年法律第68号)第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 [redacted] が令和2年 [redacted] 月 [redacted] 日付けで提起した処分庁 横浜市 [redacted] 福祉保健センター長による生活保護変更決定処分についての審査請求(令和2年度(審)第77号)の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [redacted] を「請求人」という。
- 2 処分庁 横浜市 [redacted] 福祉保健センター長を「処分庁」という。
- 3 審査請求人の母を「母」という。





1 結論

本件審査請求のうち、令和2年9月分に係る保護変更決定処分の取消しを求める部分については取り消されるべきであり、その余の部分については棄却されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、令和2年8月24日付けで、処分庁が、請求人に対して、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条第2項に基づき行った、令和2年7月分、8月分及び9月分(以降)に係る保護変更決定処分(以下、順に「本件処分1」、「本件処分2」、「本件処分3」といい、これらを併せて「本件処分」という。)に対し、請求人がその取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、横浜市に単身で居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第1項第3号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成27年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 令和2年8月14日、処分庁は、請求人から、防犯用品購入のために母から32,000円を借りた(以下「本件収入」という。)旨の申し出を受けた。処分庁は、借入金については収入として認定することを説明し、収入申告書を提出するよう伝えた。併せて、保護受給中の借入れは行わないよう指導した。

オ 令和2年8月19日、処分庁は、請求人から、同月15日付けの収入申告書を收受した。同申告書には以下の内容が記載されていた。

収入の種類	仕送り収入
区分	金銭による仕送り収入(借入)と加筆あり
仕送りをしてくれた人	母 残り17,000円まだ返金できず。防犯用品代に使用。

仕送り額等 | 令和2年7月 32,000円 すぐ15,000円返金

カ 令和2年8月24日付けで、処分庁は、請求人に対し、令和2年7月分、同年8月分及び9月分(以降)について、それぞれ次の内容の保護変更決定処分を行った。

<令和2年7月分> (理由: 臨時的収入認定)

最低生活費	117,730円	…①	
生活扶助費	77,730円	基準生活費	77,730円
住宅扶助費	40,000円		
収入充当額(当月分)	32,000円	…②	
本件収入	32,000円	母からの借入金	
支給額	85,730円	…③ (=①-②)	
既支給額	117,730円	…④	
過支給額	32,000円	…⑤ (=④-③)	

これにより過支給となった32,000円については、次回支給月(9月)に収入充当することとした。

<令和2年8月分> (理由: 臨時的収入認定削除)

最低生活費	117,730円	…①	
生活扶助費	77,730円	基準生活費	77,730円
住宅扶助費	40,000円		
収入充当額(当月分)	0円	…②	
支給額	117,730円	…③ (=①-②)	
既支給額	117,730円	…④	
過支給額	0円	…⑤ (=④-③)	

<令和2年9月分(以降)>

最低生活費	117,730円	…①	
生活扶助費	77,730円	基準生活費	77,730円
住宅扶助費	40,000円		
収入充当額(当月分)	0円		
収入充当額(戻入分)	32,000円	…② (令和2年7月過支給分)	
支給額	85,730円	…③ (=①-②)	

キ 令和2年■月■日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。

### 3 審理関係人の主張の要旨

#### (1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取消すとの裁決を求める。

ア 32,000円は、請求人が母から借りたお金である。借りた理由は、住居侵入をされ続けていて、防犯カメラを買うためだった。32,000円の内、17,000円を防犯用品

費用に使った。まだ買いそろえないと使えない防犯用品の付属品がある。15,000円を使っても足りなかったので、母の生活もあると思いすぐに返した。

処分庁には、7月に母から借りたお金の収入申告は8月になってしまったこと、そして借りたお金32,000円のうち15,000円はすぐに返していること、残りの17,000円はまだ返せていないことを伝えていた。マイナスして引かれるとは思ってもしなかった。本件処分に係る通知書を見て、9月の支給分がマイナス32,000円になってしまえば、生活ができない状況になることがすぐにわかり、審査請求をした。支給額が減らされて生活が苦しくなる。

イ 局長通知第8 1(5)において、(1)から(4)までに該当する収入以外の収入は、その全額を当該月の収入として認定することとされているとあるが、知らなかった。全額となると、32,000円になると思った。

だが、請求人は、処分庁に、引越しを考えていること、部屋の中に盗聴器、盗撮カメラがあり怖いこと、嫌なこと、あとをつけ回されていることを前々から伝えており、引越しの費用を貯めていくことを伝えていた。お金がないこと、貯まっていないことをわかってきていたのではないか。それなら、支払い回数を分割にと考えてくれてもよかったのではないか。

ウ 書類を送ること、金額を記入することの説明の連絡を8月17日に処分庁から受けた。返納額の話については一切なかった。返納額の話があれば、支払いができないと、分割にしてほしいとお願いを絶対に行っている。

エ 生活が苦しかったため、考慮してほしい。

## (2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 請求人が受領した収入は、防犯カメラを購入するために母から受領したものであり、請求人の意思により自由に使用ができることから、請求人の収入とみなさざるを得ず、法第4条に示される「その利用し得る資産」であると考えられ、保護受給中に被保護者がこのような収入を得た場合、法第8条第1項により、原則として、当該収入の全部を収入認定の対象とするものである。

イ 次に、請求人がすぐに返金したと申し立てている内容については、仮にその内容が真実であったとしても、次官通知第8 3(3)アからチに掲げる「収入として認定しないもの」には該当しない。

ウ 処分庁は、当該収入について、法第8条の規定に基づく決定を行うため、次官通知第8 3(2)イにおける仕送り、贈与等に類するものを臨時的に得たものと判断し、当該収入を全額収入として認定する本件処分を行った。併せて、生じた返納額について、翌月以降の支給額に充当することについて請求人へ説明の上、その決定を行い、変更決定の理由と内容を明記して保護決定通知書を送付した。

また、本件処分を決定するにあたり、充当回数についても検討した。問答集問13-3では、事情に応じて複数回での充当を認めることができる旨が述べられている

が、本件処分に当たり請求人から聴取した内容から、事前の承認を得ることなく借入を行い、すでに受領済みであること、その目的と状況から複数回での充当を行うべき事情はないと判断し、分割は行わなかった。

エ 以上により、適正に生活保護の程度決定がされ、また、その他の点に誤りがない以上、本件処分が違法又は不当となるものではない。

#### 4. 理由

##### (1) 保護の補足性の原理、程度の原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として(法第4条第1項)、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである(法第8条第1項)。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められ、最低生活の維持にあて得る金品は、すべて収入として認定するのが原則である。

##### (2) 保護費の決定について

保護の要否及び程度は、原則として、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)により算定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされており(次官通知第10)、これにより支給額が決定される。

##### (3) 収入認定について

ア 法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」(法第4条第1項)及び「その者の金銭又は物品」(法第8条第1項)について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきである。

なお、例外的に収入認定しない貸付金は、他法他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額のみである(次官通知第8-3(3)ウ)。

イ 収入認定については、次官通知第8-3(1)(2)及び局長通知第8-1に示されているところ、次官通知は、生活保護受給者の収入の種類、その種類に応じた必要経費等基本的事項について規定したものであり、局長通知は、収入認定の方法等細目を規定したものである。

## (4) 戻入額の収入充当について

最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされており(局長通知第10-2(8))、これにより返納額を収入充当額として計上する場合の回数については、「事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべき」とされている(問答集問13-3)。

## (5) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、請求人が母から32,000円の借入れ(本件収入)を受けたとの申告(前提事実エ、オ)を受け、保護の変更が必要と認められたことから、法第25条第2項に基づき、令和2年7月分、8月分及び9月分(以降)について行ったものである。

## イ 本件処分1(令和2年7月分)について

(ア) 本件処分1の適法性について検討するに、支給額は、次官通知第10により、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているから、まず、保護基準に基づき、令和2年7月分の請求人世帯における最低生活費を算定すると、前提事実カ(令和2年7月分)のとおり、117,730円で誤りはない。

(イ) 次に、収入充当額として認定された本件収入についてみると、請求人は、本件収入は母からの借入金であると主張している。

この点、請求人が主張するとおり、本件収入が借入金であったとしても、本件収入を得たことにより請求人がこれを利用し得る状態になったものと認められるから、本件収入は、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」に該当する一方、収入認定除外されるもの(次官通知第8-3(3))には該当しない。

よって、本件収入は、最低限度の生活の維持のために資力として活用すべきものである。

そこで、本件収入の収入認定を行うにあたって、上記4(3)イにおいて述べた各通知の性質を踏まえ、本件収入の種類及びその種類に応じた必要経費等について検討するに、前述したとおり、借入金であっても、活用すべき資力であることは変わりがなく、また、母から受け取ったものであることからすれば、本件収入は、次官通知第8-3(2)イにいう仕送りや贈与に類するものとして、その全額を収入認定するのが相当であり、本件収入を得るための必要経費は特に見受けられない。

なお、請求人は、32,000円のうち15,000円についてはすぐに母に返済したと主張しているが、いったん32,000円につき請求人が利用し得る状態になったと認められる以上(上記3(1)アからすると、受け取ったと同時に一部を返したというような事情は見受けられない。)、仮にその後一部又は全部を返済したとしても、収入認定額に影響を及ぼすものではない。

本件収入に係る収入認定の方法については、局長通知第8 1 (5) 「その他の収入」に該当するものとして、その全額を当該月すなわち7月の収入として認定したものであり、誤りはない。

よって、次官通知第8 3 (2) イ及び局長通知第8 1 (5) に基づき本件収入の全額を収入認定したものであり、収入充当額は32,000円で誤りはない。

(ウ) よって、次官通知第10に基づき、最低生活費117,730円から収入充当額32,000円を差し引くと85,730円となるから、本件処分1による同月分の支給額の算定に誤りはない。

(エ) 以上により、本件処分1は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき行われたものであり、その他に誤りは認められないから、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

ウ. 本件処分2 (令和2年8月分) について

(ア) 本件処分2の適法性について検討するに、令和2年8月分の最低生活費は、上記イで検討した同年7月分と同額であり、誤りはない。

(イ) また、8月分について収入は特に見当たらないから、収入充当額は0円で誤りはない。

(ウ) よって、次官通知第10に基づき、最低生活費117,730円から収入充当額0円を差し引くと117,730円となるから、本件処分2による同月分の支給額の算定に誤りはない。

(エ) 以上により、本件処分2は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき行われたものであり、その他に誤りは認められないから、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

エ. 本件処分3 (令和2年9月分) について

(ア) 本件処分3の適法性について検討するに、令和2年9月分の最低生活費は、上記イで検討した同年7月分と同額であり、誤りはない。

(イ) 収入充当額についてみるに、まず、9月分(当月分)について収入は特に見当たらない。

次に、収入充当額(戻入分)について検討するに、戻入すべき場合の収入充当の回数につき、「事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべき」(問答集13-3)とされているから、具体的な回数については、被保護者の事情を考慮した上で、保護の実施機関の裁量により決定されるものと解される。

この点、処分庁は、本件収入に係る戻入額32,000円(令和2年7月過支給分)を分割せず、9月の1回のみで計上しているが、その理由について、「請求人から聴取した内容から、事前の承認を得ることなく借入を行い、すでに受領済みであること、その目的及び状況から、複数回での充当を行うべき事情はないと判断した」としている。

しかしながら、「実施機関の事前の承認」が必要とされる「他法他施策等による貸付金」(次官通知第8 3 (3) ウ、局長通知第8 2 (3))に該当する

場合を除き、そもそも被保護者が金銭の借入をすることは認められていないから、本件において事前の承認の有無は問題にならず、また、受領済みであることについては、本件収入を収入認定(本件処分1)する上で当然のことであって、そのことが戻入額の充当回数に関係するとは解されない。

よって、処分庁の上記主張は採用できない。

本件収入に係る戻入額の充当回数について検討するに、①処分庁が9月分に1回で計上した32,000円は、同月における請求人の最低生活費の約3割に当たり多額であると認められる。また、②請求人が本件収入を得たのは7月であり、1か月以上経過した後の9月分保護費の支給日(令和2年9月3日)には本件収入のうち相当部分が残存していないことが想定され、実際、前提事実オの収入申告書には、17,000円については使用済みであり、15,000円については母に返金した旨が記載されているから、処分庁はこれらの事情を認識していたといえる。

以上のことを踏まえると、処分庁は、収入充当回数の決定にあたり、考慮すべき請求人の事情を考慮した上で決定したとは認められないから、裁量権を逸脱又は濫用したものとして、本件処分3は違法であると言わざるを得ない。

#### (6) 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分3の取消しを求める部分については理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消されるべきであり、その余の部分については理由がないから、同法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。



ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 (略)

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 (略)

(実施機関)

第19条 (前略)市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。(後略)

2・3 (略)

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 (略)

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 (略)

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときと認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)

3 (略)

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき(中略)は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。)

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1・2 (略)

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

(略)

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(略)

イ 仕送り、贈与等による収入

(ア) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。

(イ)・(ウ) (略)

ウ 財産収入

(略)

エ その他の収入

(略)

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他(中略)から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金(中略)のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの(後略)

(ア)・(イ) (略)

ケ 心身障害児(者)、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8000円以内の額(月額)

コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭
- シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であつて、収入として認定することが適当でないもの
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料(後略)
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち3万7290円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
  - (ア)・(イ) (略)

(4)・(5) (略)

#### 第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。(後略)

ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。)

#### 第8 収入の認定

##### 1 定期収入の取扱い

- (1) 勤労(被用)収入  
(略)
- (2) 農業収入  
(略)
- (3) 農業以外の事業(自営)収入  
(略)
- (4) 恩給、年金等の収入  
(略)
- (5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引

き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

2 収入として認定しないものの取扱い

(1)・(2) (略)

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能習得のための貸付資金

イ 次のいずれかに該当する就学資金

(ア) 高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等の就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の就労や早期の保護脱却に資する経費にあてられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに必要な最小限度の額

(ウ) 大学等への就学のため、第1の5による世帯分離又は、大学等への就学にあたり居住を別にすることが見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用にあてるための貸付資金

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業としてとして行なわれる貸付資金であつて、次に掲げるもの

(ア) 住宅資金又は転宅資金

(イ) 老人若しくは身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金

(ウ) 配電設備又は給排水設備のための貸付資金

(エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料の為の貸付資金

(オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

(カ) 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金

(4)～(6) (略)

3・4 (略)

第10 保護の決定

1 (略)

2 保護の要否及び程度の決定

(1)～(7) (略)

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと(後略)。

(9) (略)

エ 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)

問13-3 戻入すべき場合の収入充当

(問) 局第10の2の(8)により返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回でなければならないか。

(答) 事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。

オ 横浜市福祉保健センター長委任規則(平成13年横浜市規則第111号。別紙1において「委任規則」という。)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項(中略)の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1)・(2) (略)

(3) 法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。

(4)～(23) (略)

